

質問書に対する回答

工事名：横浜環状南線 釜利谷庄戸トンネル工事

No.	質問事項	回答
1	<p>参加申請書類の記載方法について</p> <p>共同企業体で参加申請を行う場合は、様式2（技術資料）は構成会社ごとに作成することでよろしいでしょうか。</p>	<p>構成会社ごとに作成してください。</p>
2	<p>参加申請書類の記載方法について</p> <p>様式2（技術資料）の配置予定技術者の資格欄には、構成会社ごとに監理技術者、主任技術者を記載申請する予定ですが、参加申請の段階で、現場代理人の記載も必要でしょうか。</p>	<p>配置予定技術者の資格欄には、現場代理人の記載は必要ありません。</p>
3	<p>参加申請書類の記載方法について</p> <p>手続開始の公示（説明書）第3 3-1(8)①に、許可を有してからの営業年数が5年以上である事の記載がありますが、証明書類（建設業許可通知書・許可証明書）は参加申請の段階で必要でしょうか。</p>	<p>許可を有してからの営業年数が5年以上である場合は、証明書類の提出は必要ありません。なお、5年未満の場合には、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確認できる書類を提出してください。</p>
4	<p>参加申請書類の提出方法について</p> <p>申請書類は、正と写しの2部提出しますが、穴あけしファイル綴じして提出することでよろしいでしょうか。</p>	<p>申請書類の作成方法に制約はありません。</p>
5	<p>設計管理技術者について</p> <p>設計管理技術者は、所定の資格要件と経験を有していれば、他の工事に従事している技術者（例えば現場代理人）でもよろしいでしょうか。</p>	<p>他の工事に従事している技術者でも構いません。</p>